

松伏町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏名	所属	区分
1	今井 新吉	公募	1号委員（町内居住者）
2	河田 晴美	公募	1号委員（町内居住者）
3	横内 浩一	公募	1号委員（町内居住者）
4	大塚 節子	菅野福島商事（株）	2号委員（見識を有する者）
5	前田 恵美	埼玉県 越谷環境管理事務所	2号委員（見識を有する者）
6	石川 次雄	商工会 商業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
7	佐藤 穂積	いなげや松伏店	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
8	鈴木 一郎	商工会 工業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
9	小島 拓郎	共栄商事(有)	4号委員（廃棄物再生業者等）
10	中山 友則	(有)松伏清掃事業	4号委員（廃棄物再生業者等）

○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 松伏町廃棄物減量等推進審議会傍聴要綱

第1条 松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、町民の町政に対する理解を深め、町政の実現を一層推進することを目的とする。

第2条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の長は、松伏町情報公開条例（平成16年条例第25号）第6条各号の規定に該当する情報が含まれる事項について、非公開の理由を明確にし、非公開の会議を開くことができる。

第3条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 傍聴者数（会議で傍聴者がいた場合）
- (7) 非公開の理由（会議を非公開とした場合）
- (8) 審議の概要
- (9) その他

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第5条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他審議会において傍聴を不相当と認める者

第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を抽選することができる。

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は談話若しくは拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第8条 傍聴人は、審議会が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、審議会の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。